

医療廃棄物〔特別管理産業廃棄物、非感染性廃棄物（可燃物）〕
収 集 運 搬 業 務 仕 様 書

1 委託業務の内容

- (1) 県立日南病院（以下「甲」という。）から排出される医療廃棄物の収集運搬業務
医療廃棄物・・・①「特別管理産業廃棄物」
②「可燃性の非感染性廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）」

ア 感染性廃棄物

排出量・・・・・・年間予定数量 45,000 kg

- (ア) 収集袋（ポリ袋）の内容物・・・・・・主にガーゼ、チューブ類、手術等に伴う
病理廃棄物等

- a 大きさ・・・・・・容量 45 リットル程度
b 表 示・・・・・・橙色でバイオハザードマークが入っている

- (イ) 収集容器（ポリ容器）の内容物・・・・・・注射針、試験管等ポリ袋で扱うと危険
なもの

- a 大きさ・・・・・・容量 20 リットル・50 リットル用のポリ容器
b 表 示・・・・・・黄色でバイオハザードマークが入っている

イ 非感染性廃棄物

排出量・・・・・・年間予定数量 7,000kg

- (ア) 収集袋（ポリ袋）の内容物・・・・・・プラボトル、診療材料等の包装袋等

- a 大きさ・・・・・・容量 45 リットル程度
b 表 示・・・・・・青色で医療廃棄物の表示が入っている

2 委託業務の処理方法

- (1) 甲から排出される医療廃棄物について、1 週間に 3 回以上（年末年始休暇を除く。）、
収集運搬（以下「委託業務」という。）を実施すること。
(2) 委託業務の実施に当たっては、周辺住民及び甲の関係者等に迷惑が掛からないよう衛
生上細心の注意を払うこと。
(3) 医療廃棄物を甲の施設内又は路上などにこぼした場合は、速やかに甲が指定する特別
管理産業廃棄物管理責任者に報告し、その指示に従うこと。
(4) 委託業務が完了した場合は、速やかに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で報告す
ること（感染性廃棄物と非感染性廃棄物それぞれ別々にすること。）。
(5) 収集運搬の作業員が甲の施設内に入る必要が生じた場合は、あらかじめ特別管理産業
廃棄物管理責任者の了解を求め、その指示に従うこと。
(6) その他、委託業務を処理するに当たり甲が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

3 その他

- (1) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）及び産業廃棄物（非感染性廃棄物）の収集運搬
に関する許可証の写しを提出すること。